

平成30年度 第2回たつの市行財政改革推進委員会

－ 会議要旨 －

日 時：平成31年2月22日（金）

午後1時30分～午後2時50分

場 所：市役所301会議室

出席者：委員10名、事務局

1 会議内容

（1）開 会

（2）あいさつ

（3）議 事

①平成30年度の行財政改革の取り組み状況について

②公共建築物再編実施計画の改定について

（4）閉 会

【協議事項①】 平成30年度の行財政改革の取り組み状況について	
事務局より、取組状況等の説明を行い、意見交換を実施。主な意見等の要旨は次のとおり。	
委 員	敬老祝金の見直しについて、該当者からの反応はなかったのか。敬老祝金については婦人会がお世話されているので、婦人会に問合せなどがあったのか。
事務局	現在のところ聞いていない。
委 員	高齢者への支援を削減して、その分が子育て支援へ回っているという声を聞く。削減した分を「高齢者のこういう支援に使っていく」「財政的にも削減効果があった」というような市民が納得できる説明を今後していただきたい。また、各地域で、2世代・3世代の交流をされている。「高齢者も元気になる」「若者にもいろんなことが伝えられる」そういった行事をしている地域が市内にはたくさんある。高齢者も若者も元気になる施策を推進していることもアピールしてほしい。また、そのような取り組みに対する支援を拡大してほしい。
事務局	削減分を高齢者の健康寿命の延伸などの施策に充てていく予定である。高齢者福祉については、個人給付型から選べるサービスへ転換していく。
委 員	敬老会も縮小されていると感じる。高齢者を気の毒に感じる。配慮してほしい。
事務局	社会保障全体が増えてきているなかで、個人給付について見直しているところである。敬老会については、本年度の出席率は21.4％という現状で

	す。どのような形が対象者の方に喜んでいただけるのかについて、今後、参加される方の御意見や、関わっていただく方の負担などを見ながら検討を進めているところである。
委員長	たつの市民病院について、独法化すれば経営は改善するのか。
事務局	独法化をすることで一気に経営が改善するものではない。現在よりも意思決定や現場での対応がスピーディーに行えることや意識改革を図ることにより、経営改善を進めていこうとするもの。平成32年度（2020年度）に法人が発足する予定である。
委 員	独法化すれば、どこが運営するのか。
事務局	地方独立行政法人を設立し、新しい経営陣が運営する。法人に責任と権限を持って運営してもらうことになる。
委員長	他の自治体でも地方独立行政法人に移行しているのか。
事務局	兵庫県内では、神戸、明石、加古川の3市で独法化している。
委 員	先日、たつの市民病院の看護師が過酷な勤務環境に置かれていると聞いた。日勤の職員について、退庁時間が毎日21時で、30人の入浴看護をしていると聞いた。超過勤務手当は支給しているのか。
事務局	支給している。
委 員	地方独立行政法人に移行しても現行の給与や退職金が保障されると聞いているがどうなのか。
事務局	具体的な内容については、市民病院事務局で調整させていただいている。一番重要なことは、今の業務を停滞しないよう続けていくことである。
委 員	私も、あまり意味がないと感じる。いろんな考え方があると思うが、やめてもいいと思う。市民病院については、独法化しても結局同じだと思う。新宮の住民は御津の病院より、姫路の病院に行くと考える。独法化したところで、どうにもならないのではないかな。産婦人科に特化するなどであれば理解できる部分もあるが。国民宿舎の問題と同じで、慎重に先のことを考えて取り組んでいただきたい。大きな荷物になると思う。
委員長	他自治体の独法化は、うまくいっているのか。
事務局	好調だと聞く病院もあるが、3自治体とも、一般会計からの繰出を行っている。
委員長	独法化しても、市から繰出をするのか。
事務局	国の基準に基づき繰出を行う。その中には、地方交付税措置されるものがある。最低限の基準に基づく繰出の額で運営していただくのが目標である。
委 員	看護系大学の教員をしているので、この辺りの病院についての情報が入ってくる。学生が希望する就職先として、加古川市民病院は人気がある。業務内容はどこの病院も大変である。市民病院だけが大変な訳ではない。ここまで病院が乱立してくるとたつの市民病院が他にはない売りを出していく必要がある。網干駅からバスを出すなど、患者さんが利用しやすい手立てを考

	えていかないと他の病院との競争には厳しいと思う。新しい機械を導入し、最先端の医療を提供する病院であればいいが、たつの市民病院は、そういった機能よりも、地域に密着した、地域の方が利用しやすい病院として特化していけばよいのではないかと感じる。
委 員	独法化に向けての検討委員会の委員であったので説明させていただくと、たつの市民病院は、地域に合った病院になり、市民病院が生き残るために、仕組みや運営、機器の導入、医師の確保などについて独法化になったからこそ可能となる柔軟な運営体制がとれるという点で独法化がベストではないにしてもベターということでした。承した部分がある。市からの繰出が、国からの交付税措置の範囲内で維持できる病院運営となることを期待したい。
委員長	運営方法や人選は、誰が決めるのか。
事務局	現在、定款や関係条例について議会にお諮りしている。具体的な内容については、地方独立行政法人たつの市民病院設立準備委員会が設置されており審議されている。
【協議事項②】 公共建築物再編実施計画の改定について	
事務局より、改定内容等の説明を行い、意見交換を実施。主な意見等の要旨は次のとおり。	
委 員	公共建築物再編実施計画の中の「用途廃止」と「除却」について、「用途廃止」になれば、行政財産から普通財産に変わり削減されたことになるという説明があった。実際は、建物が残っている。「除却」については、建物がなくなるというのが分かる。「用途変更」については、放置になっている状態なので、今後、「売却」をしていくのか、「除却」をしていくのか、というような今後どうしていくのかの指針を示してほしい。
事務局	「用途廃止」と「除却」の取扱いについては、「用途廃止」を一步進めて「除却」という事例が多い。建物を除却して更地にすることが、一番手っ取り早いという議論もあるが、場所が市街化調整区域になると、建物があるだけで、用途変更を行わなくても同じ用途のものが建て替えられることもありますし、施設で他の利用も可能となる。「用途廃止」になれば、行政財産から普通財産に変わり、市としては、一切お金をかけないので、行革の観点では、「除却」と同じ扱いになる。解体してしまうのか、残してさらに利用するのか、地元の意向もあるので、そういったあたりを市として決められる場を今後、検討していく。この計画では、「用途廃止」「完了」という記載があるが、「用途廃止」については、別の捉え方で進めていこうと考えている。
委 員	公有財産の未利用地について、市として特別指定区域制度をもっと利用していくのか、要望があった時に考えていくのか。船渡の市有地は、特別指定区域制度を利用された。土地も市の財産として活用を考えてはどうか。
事務局	未利用地は市街化調整区域が多い。市として利活用できるところは利活用

	したい。船渡の市有地については、利活用の手法として、特別指定区域の指定を受け開発を議論していたが、開発をすると普通財産にお金をかけることになる。そのまま売却できるような形を県とも協議を行った。未利用地があるということは、維持管理費がかかるので、なんとか減らしたいと考えている。市街化調整区域の扱いについては、特別指定区域制度だけでなく、地区計画という手法もある。特別指定区域は、狭いエリア利用になるが、地区計画では、広いエリア利用が可能となる。いろいろな手法を使い利活用を検討していきたい。施設の跡地利用についても、市街化調整区域でどのような利活用の方法があるのかを研究し、地域に提案できるものがあるのか、提案ができない部分があるのであれば民間に売却する方がいいのか、何もできないのであれば更地にするのかなど段階的な手順を踏まえ、積極的な活用を考えている。
委 員	計画上、各施設に対し、床面積の記載となっている。床面積より、統廃合等により財政効果がどのくらいあったのかの金額を見せるようにすべき。面積より、お金の削減、有効活用の方が重要ではないか。
事務局	床面積の考え方は、総務省の基準で、全国一律で床面積を基準にするという規定になっており、床面積 1 m²の単価により、更新費用を算出することになっている。
委 員	ならば、施設ごとに削減額も記載したらよいのではないか。それと、学校の適正規模適正配置について、今まで、1 学級当たりの児童・生徒数の数は過去ずっと縮小されてきた。将来的には 30 人以下学級となる可能性がある。現状では余っている教室があるが、少ない定数に変わった影響で、プレハブを建てて対応したり、違う形で利用していた教室を普通教室に変更したケースもあった。そのことも加味して検討の中に入れないといけない。給食センターにおいても、食中毒やアレルギーなどの問題があるたびにより厳しい基準になり、建て替えや設備更新の必要性が出てくる。現在の給食センターは、そのようなことをある程度加味して作ったと思う。そのような考え方をもち、10 年先、20 年先も対応できるような計画としてほしい。
事務局	刻々と状況も変わっている。時点修正をどんどん加えていく必要がある。今回の計画も 3 年ごとの見直しをすることになっており、人口や国の動向などを注視し検討していきたい。
委 員	学校の統廃合などにより施設が減ることで交付税の算定基準が変わると思う。施設が減ることによる交付税の減額分と施設の維持管理費の削減額との差で、市としてどれだけ削減効果があるのかという部分も計画に加味してほしい。
委員長	市としては、学校を減らした方がプラスになるのか。
事務局	学校の数や児童・生徒数などにより、地方交付税の基準財政需要額の積算根拠となるため、一概には言えない部分がある。学校の統廃合については、

	小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針（案）にも示されておりましたが、お金だけで評価できるものだけではないと考える。小規模校・大規模校それぞれでのメリット・デメリットがある。子どもたちにとって何がいいのか、地域にとってどうあるべきかが重要であるとする。
委員長	（他に御意見がないようですので） 本日の議事につきましては、以上となります。皆様、議事の進行にご協力いただきありがとうございました。本日の協議については、大枠として本実施計画について了承いただいたものと思います。今日の意見に係る修正については、事務局との調整を含め、会長に一任させていただけたらと思います。